

令和5年9月12日

市内地域密着型サービス事業所
地域包括支援センター 各位

お世話になっております。
各務原市介護保険課の鈴木と申します。
標記について通知しますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う運営推進会議
及び介護・医療連携推進会議に関する今後の取扱いについて

平素より、市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。運営推進会議及び介護・医療連絡推進会議につきましては、令和2年2月28日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問8により、その開催について感染症拡大時の対応が示されておりました。令和5年5月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」により、5類感染症への移行後の取扱いについて示されましたので、本市としての対応方針を次のとおり通知します。

※詳細は添付のとおり。

★-----

各務原市役所 健康福祉部
介護保険課 施設指導係
TEL：058-383-2067（直通）
FAX：058-383-6365
mail：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

-----★